社会福祉法人波賀の里福祉会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人波賀の里福祉会（以下「当法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任解任委員、顧問（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

　（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

２　常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

３　非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

４　当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が１００万円を超えない範囲とする。

５　当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が２０万円を超えない範囲とする。

（報酬等の算定方法）

第３条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

　(1) 報酬については、別表に定める額とする。

　(2) 役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

２　理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、職員旅費規程に基づき、実費相当額（１㎞につき３０円）を支給する。

　（当法人職員給与との併給）

第４条　当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

（支給の方法）

第５条　役員等に対する報酬等の支給時期は、報酬等の区分に応じて定める時期とする。

２　理事長に対する報酬等は、職員給与規程に定める支給日に準じた日に現金で支給する。

３　非常勤役員等（理事長を除く。）に対する報酬は、別表の職務に従事した都度、現金で支給する。

４　支払いは、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し支給する。

（端数の処理）

第６条　この規程により，計算金額に１円未満の端数が生じたときには，次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については，これを切り捨てる。

(2) 50銭以上１円未満の端数については，これを１円に切り上げる。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表　役員等の報酬（第３条関係）

（１）理事長

|  |  |
| --- | --- |
| 職　務 | 日　額 |
| 理事長執務 | １０，０００円 |

　　　※　所得税を除く。

（２）役員等

|  |  |
| --- | --- |
| 職　務 | 日 額 |
| 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会及び監事監査等への出席 | １０，０００円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | １０，０００円 |

　　　※　所得税を除く。　半日以下の場合は、半額とする。

附　則

この規程は、平成２９年７月１日より施行する

この規程は、平成３０年６月１日より改定する

　この規程は、令和　４年４月１日より改定する

　　この規程は、令和　５年６月１日より改定する